

公益財団法人静岡県学校給食会
法人運営に関する第三者委員会設置要領

(設 置)

第1条 公益財団法人静岡県学校給食会(以下「県学校給食会」という。)は、外部組織として、法人運営に関する第三者委員会(以下「委員会」という。)をおく。

(目 的)

第2条 委員会は、法人運営に関する次の各号に掲げる事項について検討し意見を具申する。

- (1) 公益法人としてのあり方や方向性等に関する事項
- (2) 事業活動の公益性や適正性等に関する事項
- (3) その他、法人運営全般に関する事項

(委員会の構成)

第3条 委員は、次の各号に掲げるもののうちから理事長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 食に関する学識経験者
- (3) 食に関する専門家
- (4) 食に関するアドバイザー
- (5) 食材の生産者団体
- (6) PTA

(委 員)

第4条 委員会は、委員5名以上9名以内で組織し、その任期は2年とする。

ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任を妨げない。
- 3 委員会には、委員長1名をおく。
- 4 委員長は、委員の互選により決定する。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 委員長に事故あるときは、委員の互選により委員長代理を決定する。

(会 議)

第5条 委員会は、理事長が招集する。

- 2 委員会の議事は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(報 酬)

第 6 条 委員の報酬は、県学校給食会の「役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程」の別表第 2「非常勤役員等の報酬における理事の報酬日額」を準用する。

(庶 務)

第 7 条 委員会の庶務は、県学校給食会事務局で処理する。

(雑 則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、理事長が別に定める。

第 9 条 この要領の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則 この要領は、平成 26 年 7 月 31 日より施行する。